

退園届

年 月 日

豊島区長 様

住所 豊島区

保護者氏名

連絡先

【注意事項】

※提出した退園届の取消はできません。届出は退園が確定してから行ってください。

※退園届は退園する月の最終営業日までに豊島区保育課入園グループまでご提出ください。事後の届け出は認められません。

提出先：〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区子ども家庭部保育課入園グループ TEL：03（3981）2140

※登園の有無にかかわらず、退園する月末までの保育料（月額）をお支払いいただきます。

児 童 名	生 年 月 日	保 育 園 名	【公立・公設民営園の場合】 延長保育（月極）の利用
	年 月 日		有 ・ 無
	年 月 日		有 ・ 無
	年 月 日		有 ・ 無

退 園 理 由	上記の児童について次の理由により _____ 年 月 末日付で退園します。 ※該当に☑してください
	<input type="checkbox"/> 家庭での保育が可能となったため
	<input type="checkbox"/> 幼稚園や他の保育施設を利用するため（施設名： _____）
	<input type="checkbox"/> 豊島区外に転出するため（下記、「区外転出の方」を記入してください）
	<input type="checkbox"/> その他（理由： _____）

《 区外転出の方 》

転出予定日 年 月 日

転出先住所

転出後も、現在の保育施設への通園（継続通園）を希望しますか ※該当に☑してください

希望する（転出先自治体で保育園申込みをした結果、入園できない場合を含む）

転出日の属する月の最終営業日まで（各月1日に転出した場合はその当日中）に、

転出先自治体にて教育・保育給付認定および継続通園の手続きが必要です。

転入手続きとともに、必ず転出先の保育担当部署で手続きを行ってください。

期日までに必要な手続きをされない場合、継続通園はできませんのでご注意ください。

※継続通園できるのは年度末までです。翌年度以降の利用については申込みの制限がありますので、入園・転園・延長保育利用のしおりをご確認ください。

希望しない

※ 転出先自治体で保育施設の申込みをする場合は、事前に転出先の自治体へ必要書類、締切日、書類提出先等をご確認のうえ、余裕をもってお申込みください。

保育課 使用欄	コピー	保育料滞納の有無	欠員担当	管外担当
		有 ・ 無		